

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()					
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (9)と(12)のうち少ない金額	13	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(18) \times \frac{(1)}{(16)}$	2			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十七)付表「9」の合計)	3			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (13) - (14)	15		
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	4			各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	16	
	(3)のうち別表六の二(十七)付表「6」 が特定期間内であるものに係る額	5				特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	17	
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	6				法 人 の 合 計	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	18
	特 定 期 間 以 外 の 期 間 分 $((3) - (4)) - ((5) - (6))$ $\times \frac{4}{100} + ((4) - (6)) \times \frac{2}{100}$	7			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(18) \times \frac{20}{100}$		19	
	特 定 期 間 分 $((5) - (6)) \times \frac{5}{100}$ $+ (6) \times \frac{3}{100}$	8			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(13)の合計)		20	
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 税 額 控 除 限 度 額 (7) + (8)	9			法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(19) \times \frac{(1)}{(17)}$	10	
	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(19) \times \frac{(1)}{(17)}$	10				個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11				法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 合 計 額 (20) - (21)	22	
	法 人 税 額 基 準 額 (10)と(11)のうち少ない金額	12						

別表六の二十七 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十七）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第7項及び第8項《生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。